医療安全への取組み

患者様に安心して安全な医療を受けていただける環境を整えています

• 医療の質と安全の確保を目的に、職員全体で安全な医療現場を創ります

当院では、歯科医療に係る医療安全管理対策について下記の通り取り組んでいます。

- 医療安全・院内感染対策管理指針の策定、医療機器ならびに医薬品安全管理に関わる指針の策定
- 医療安全対策に係る研修の受講ならび従業員への研修の実施
- 医療事故防止および緊急時対応マニュアルの作成
- 安全な歯科医療環境を提供するための措置、器具等の設置(設置機器等:AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生キット)
- 医療機器の洗浄、滅菌を徹底するなど、院内感染対策の実施
- 救急時対応のため医科医療機関との連携









歯科外来診療環境体制の施設基準とは、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に関わる取り組みを行っているものです。

- (1) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯 科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 歯科衛生士が1名以上配置されていること。
- (3)患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。
 - ア 自動体外式除細動器 (AED)
 - イ 経皮的酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)
 - ウ 酸素 (人工呼吸・酸素吸入用のもの)
 - 工 血圧計

才 歯科用吸引装置

- (4)診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の医療機関との事前の連携体制が確保されていること。
- (5) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者さんごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じていること。
 - (6) 感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること。
- (7) 歯科用吸引装置により、歯科ユニット毎に歯牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。
- (8) 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応および 当該医療機関で取り組んでいる院内感染防止対策等、歯科診療に関わる医療安全対策を実施している旨の院内 掲示を行っていること。